

名古屋市指定排水設備工事店各種届出等のご案内

1 指定事項に変更があったとき

変更のあった日から 30 日以内に「指定排水設備工事店変更届（第 8 号様式）」を提出してください。添付書類は別表のとおりです。

専属する責任技術者に異動があった場合には、「指定排水設備工事店変更届（第 8 号様式）」に加え、「責任技術者名簿（第 3 号様式）」を提出してください。（新たに責任技術者を採用した場合は、責任技術者証の写しも添付してください。）

2 排水設備事業を廃止、休止、再開したとき

廃止又は休止したときはその日から 30 日以内、再開したときはその日から 10 日以内に「指定排水設備工事店廃止、休止、再開届出書」（第 9 号様式）を提出してください。

3 指定証を再発行するとき

「指定排水設備工事店証再交付申請書」（第 7 号様式）を提出してください。

(別表)

添付書類

届出の種類		変更届	登記簿	定款	写真	住民票の写し	誓約書	指定証返納	
指定事項の変更	組織変更	有限→株式等、法人格の同一性が維持される組織変更	○	○	○			○	
		個人→法人/法人→個人	廃止して新規指定						
	氏名・名称変更	法人（商号の変更）	○	○	○				○
		個人（婚姻による氏の変更等）	○				○		○
		個人（屋号の変更）	○						○
	代表者変更	法人	○	○				○	
		個人（親→子等の代替わり）	廃止して新規指定						
	役員変更	選任	○	○				○	
		解任	○	○					
	住所変更	法人	○	○		○			
		個人	○			○	○		
		事業所の付近見取図（共通）							
	住居表示変更	法人	○	○					
		個人	○				○		
		登記簿/住民票の写しの代わりに住居表示変更証明書も可							
	電話およびFAX番号	共通	○						
責任技術者の増減	共通	○							
		責任技術者名簿 責任技術者証の写し（責任技術者の選任があった場合）							
廃止・休止・再開	共通							○（再開は不要）	
		廃止・休止・再開届							
指定証再交付	共通							○（紛失は不要）	
		再交付申請書							